

## 臨床研修病院の新規指定について

### 1 新規指定の取扱い

- 新規で臨床研修の指定を受けようとする医療機関については、臨床研修を開始する前々年度の10月31日までに必要書類を都道府県に申請。
- 都道府県は申請内容が指定要件に充足しているかを審査し、地域医療対策協議会の意見を聴取したうえ、指定する。

### 2 臨床研修病院の種類

#### (1) 基幹型臨床研修病院

臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するもの。

#### (2) 協力型臨床研修病院

臨床研修病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型臨床研修病院でないもの。

### 3 対象医療機関及び審査状況

対象医療機関	審査状況
龍ヶ崎済生会病院 (基幹型：新規指定)	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づく事務的審査及び茨城県臨床研修審査専門員の意見を聴取した結果、 <u>指定要件等に問題ないことから、基幹型臨床研修病院としての指定に問題ない。</u>
白十字総合病院 (土浦協同病院の協力型：新規指定)	協力型臨床研修病院の指定基準及び基幹型臨床研修病院のプログラム内容の双方において、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づく事務的審査及び茨城県臨床研修審査専門員の意見を聴取した結果、 <u>指定要件等に問題ないことから、協力型臨床研修病院としての指定に問題ない。</u>

### 4 今後のスケジュール（予定）

R 5.3.2	茨城県医師臨床研修連絡協議会
R 5.3.27（本日）	茨城県地域医療対策協議会
R 5.4.1	臨床研修病院として指定 → マッチング開始
R 6.4.1	臨床研修病院としての研修開始

### 【参考 1】臨床研修病院の概要

項目	内容
根拠	医療法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
役割	医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付ける。
県内臨床研修病院に採用された研修医数（R3～R4年度）	約350名（1年次約180名、2年次約170名）

### 【参考 2】茨城県内の基幹型臨床研修病院

No	医療機関	所在市町村
1	水戸医療センター	茨城町
2	茨城県立中央病院	笠間市
3	水戸済生会総合病院	水戸市
4	日立総合病院	日立市
5	霞ヶ浦医療センター	土浦市
6	総合病院土浦協同病院	土浦市
7	東京医科大学茨城医療センター	阿見町
8	筑波メディカルセンター病院	つくば市
9	国立大学法人筑波大学附属病院	つくば市
10	筑波記念病院	つくば市
11	JAとりで総合医療センター	取手市
12	牛久愛和総合病院	牛久市
13	筑波学園病院	つくば市
14	ひたちなか総合病院	ひたちなか市
15	茨城西南医療センター病院	境町
16	総合病院水戸協同病院	水戸市
17	水戸赤十字病院	水戸市
18	つくばセントラル病院	牛久市
19	総合守谷第一病院	守谷市
20	友愛記念病院	古河市
<b>新</b>	<b>龍ヶ崎済生会病院</b>	<b>龍ヶ崎市</b>